

◎新潟県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月24日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市鶴田四丁目1番15号	土田 初 (理事長)
〃	〃 井栗一丁目9番5号	布施 政雄
〃	〃 塚野目五丁目9番52号	元川 次郎
〃	〃 西中1593番地	神子島 新一
〃	〃 上保内丁63番地	渋谷 栄一
〃	加茂市大字天神林2351番地1	五十嵐 金一
〃	三条市上野原547番地1	吉川 博幸
〃	〃 荒町一丁目13番34号	小林 與司隆
〃	〃 月岡三丁目2番27号	高橋 優
〃	〃 西大崎三丁目21番7号	馬場 傳策
〃	〃 金子新田甲491番地	神子島 正芳
〃	〃 牛ヶ島1番25号	外山 丈夫
〃	加茂市大字下条甲537番地子	鈴木 敏
監事	三条市東鱈田740番地	佐藤 均
〃	〃 興野二丁目13番31号	捧 裕一朗
〃	〃 下保内1980番地	荒井 忍

就任年月日 令和2年3月6日

2 退任

理事	三条市栗林758番地2	羽生 俊昭 (理事長)
〃	〃 井栗一丁目38番38号	田邊 稔
〃	加茂市大字天神林2351番地1	五十嵐 金一
〃	三条市上野原547番地1	吉川 博幸
〃	加茂市大字下条甲3番地	小柳 寛作
〃	三条市西大崎三丁目21番7号	馬場 傳策
〃	〃 鶴田四丁目1番15号	土田 初
〃	〃 月岡三丁目2番27号	高橋 優
〃	〃 上保内丁63番地	渋谷 栄一
〃	〃 牛ヶ島1番25号	外山 丈夫
〃	〃 東鱈田1437番地	小林 七一郎
〃	〃 塚野目六丁目7番18号	佐藤 義則
〃	〃 金子新田甲491番地	神子島 正芳
監事	〃 井栗三丁目4番3号	横山 茂樹
〃	〃 西中1593番地	神子島 新一
〃	〃 下保内1980番地	荒井 忍

退任年月日 令和2年3月5日